

## 通訳ガイドに関するこれまでの経緯について

平成20年11月

観光資源課

### 平成17年 通訳案内業法等の改正(通訳案内士法の制定)

- ・参入規制の緩和(「通訳案内業」の免許制→「通訳案内士」の登録制)
- ・無資格ガイドに対する罰則の強化(3万円→50万円)
- ・地域限定通訳案内士制度を導入(平成19年度～、現在6道県で実施)

### 平成17年～ 通訳ガイド制度の改善に向けた取り組み

- ・通訳ガイド制度周知強化週間の実施(平成17年度以降毎年度実施)
- ・海外試験の実施(ソウル、北京、香港、台北)(平成18年度～、2年間で306名の最終合格者)
- ・通訳ガイド検索システムの導入(平成18年9月)
- ・通訳ガイドのスキルアッププログラムの構築(平成19年3月)

### 平成20年 通訳ガイドの就業実態に関する調査の実施

- ・通訳案内士登録者を対象としてアンケート調査を実施
- ・8月に報告会を実施(通訳ガイド団体、旅行業界、ホテル業界などが参加)